

『医心方』の伝写について (VIII)

—半井家本の紙背文書—

杉 立 義 一

朝臣

(ロ) 保安四年七月七日、散位祝部惟直書状

(ハ) 保安三年(一一二二)三月廿五日、近江国司廳宣、大

介藤原朝臣、花押

(ニ) 大治二年(一一二七)八月、加賀国江沼郡諸司等解

(ホ) 大治二年八月廿八日、加賀国額田御庄寄人等解

(三) 卷二十九の紙背には長承二年具注曆一年分と文書六通がある。そのうち年月の明らかなものは次の通りである。

(イ) 長承二年(一一三三)具注曆一年全文、末に長承元年

十一月一日、從五位上行権曆博士兼加茂朝臣保栄

(ト) 大治三四年十月十五日、其国司廳宣藤原朝臣、花押

これらのうち全文が『平安遺文』にのせられているの

は、(イ)(一九六二)、(ニ)(二二〇六)、(ホ)(二二〇七)、(ト)

(二二四四)であり、書陵部本複写で見ることができると

は、(イ)(ホ)(ト)の四点である。以上の資料により、『医心方』

の伝写を考えるうえで判明すること。

(一) 紙質は楮紙である。

(二) 卷二十五と卷二十九は同筆である。他の卷に比して体裁も若干異り、朱点、訓点等も付してなく、同一時期に同

(一) 紙背文書のあるのは卷二十五と卷二十九のみである。

(二) 卷二十五の紙背には、四十五通の書状があるが、年月の明らかなものは次の五通である。

(イ) 保安四年六月廿八日、其国司廳宣、右中辨兼大介藤原

一人によって筆写されたものと思う。

(三) 紙背文書の内容は国司、留守所、郡司等との間の往復公文書であり、その内容は『医心方』とは全く関係はない。内容の詳細は省略する。

(四) 紙が貴重品であった時代には、これらの公文書の裏面が、他の目的（写経、写本等）に使用されるのは通例のことであった。

(五) このような公文書類がどのような経路を辿って、『医心方』の書写に利用されたものか。例えば(六)の文書を発行した大介藤原朝臣とは、右中弁有信の男子の藤原実光であり、保安元年十一月二十五日から天治元年正月まで近江国司であったが、のち権中納言、従二位となり、天養元年十二月二十三日出家し、久安三年五月二十一日没している。

(六) その時期としては、公文書としての必要性のなくなった時より、さして遠からぬ年限内と思う。それを十年ないし二十年とすると、康治二年（一一四三）から仁平三年（一一五三）の間に、卷二十五と卷二十九は筆写されたと推定できる。

半井家本は卷八の卷首にある識語によって、天養二年

(一一四四) に宇治本等をもとにして移点したことがわかる。これは紙背文書から推定した卷二十五、二十九の書写年代とほぼ同時期である。従来卷二十五と二十九は、卷二十二と二十八を除いた他の諸卷より書写年代は新しいといわれてきたが、この事はどのように説明したらよいであろうか。

(京都府)